

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」についてのコメント

適用指針改正案の第 72 項において、税務上ののれん（資産調整勘定または差額負債調整勘定）についての税効果の取り扱いにつき規定されていますが、2006 年 10 月 1 日施行の税制改正において導入される非適格株式交換において認識される税務上ののれん（営業権）に関する税効果につき、以下の理由から別途税効果の取り扱いについての検討が必要と考えられます。

- 株式交換の際に税務上認識されるのれん（営業権）は、非適格合併の際の資産調整勘定または差額負債調整勘定とは異なる取り扱いとなっており、取得原価の配分残余以外の方法で算定されると考えられます。従って、当該のれんにつき税効果を認識しても循環計算の問題は生じないと考えられます。
- 非適格株式交換において税務上認識されたのれんは、損金経理要件なし税務上 5 年間にわたり償却費を課税所得から減算されることから、税務上の認識されたのれんは、5 年間にわたって解消される一時差異と考えられます（ただし回収可能性の検討は必要）。

以上から、非適格合併の際ののれんの税効果の取り扱いとは異なるものと考えられますので、別途ご検討頂きたくお願い申し上げます。